

教育の無償化・負担軽減に関する意見書

少子高齢化や人口減少の急速な進行は、社会の発展に必要な活力を減退させ、将来の国民生活に深刻な影響をもたらすこととなるため、安心して子供を産み育てる環境整備が重要な課題となっています。一方、次代を担う若い世代に非正規雇用者が増える中、子育て中の世代に幼児教育・高等教育にかかる負担が大きく、この経済的な問題が少子化の大きな原因の一つにもなっています。

こうした中、政府は、貧困の連鎖を断ち切り、格差の固定化を防ぐとともに、少子化対策を進めるため、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、「人づくり革命の実現と拡大」として、教育の無償化・負担軽減に向けた取組を進めようとしています。

教育の無償化・負担軽減には、地方が重要な役割を担う施策が含まれており、国と地方の役割分担や負担の在り方について、地方との十分な協議を経ながら、充実した制度を早期に確立するとともに、国の責任において実施に必要な財源を確保することが必要です。

よって、国におかれては、下記の事項について全力で取り組まれるよう強く要望いたします。

記

- 1 3歳から5歳までの全ての子供についての幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する「幼児教育の無償化」の制度の詳細を検討するに当たっては、システム改修等、地方公共団体における実務への影響も踏まえ、制度の円滑な運用が可能となるよう、地方の意見を十分に踏まえること。併せて、国の責任において、地方負担分も含めて、所要の財源を確保すること。また、保育需要増加への対応や処遇改善等による保育士の安定的確保等の必要な措置についても、国の責任において所要の財源を確保すること。
- 2 子ども・子育て支援のさらなる「質の向上」を図るため、地方負担分も含めて、消費税分以外にも、所要の財源を確保すること。
- 3 「高等教育の無償化」について、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校について、所得が低い家庭の子供に限って無償化を実現するとされているが、対象者を限定することのない普遍的な制度にするとともに、学問・研究の自由への侵害や大学の自治への介入とならないようにすること。地方公共団体を通じて実施する場合には、制度の円滑な運用が可能となるよう、地方の意見を十分に踏まえること。
- 4 「私立高校の授業料の実質無償化」の制度の詳細を検討するに当たっては、制度の円滑な運用が可能となるよう、地方の意見を十分に踏まえること。併せて、国の責任において、地方負担分も含めて、所要の財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成 30 年 12 月 21 日

指宿市議会議長 福永 徳郎

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

文部科学大臣 殿

財務大臣 殿

総務大臣 殿

厚生労働大臣 殿

全世代型社会保障改革担当大臣 殿

内閣府特命担当大臣（少子化対策） 殿

内閣官房長官 殿